

26ICBA第23号
平成27年3月25日

都道府県・特定行政庁
建築行政担当部局長様

一般財団法人建築行政情報センター
理事長 島崎 勉

建築行政マネジメント計画における建築行政共用
データベースシステム活用のご検討について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当財団の業務について多大のご支援・ご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省住宅局建築指導課長から「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（平成27年2月20日付け国住指第4428号）が発せられ、貴部局におかれては建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）の見直しに取り組まれていることと推察いたします。

ご承知のとおり、当財団におきましては、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）を国土交通省のご支援・ご指導の下、特定行政庁等で構成する建築行政共用データベースシステム連絡協議会のご意見・ご要望を反映させながら開発し、特定行政庁等の関係機関に提供しております。

本稼働の開始は平成22年度であり、丁度、現在のマネジメント計画の策定と同時期でありましたが、その後の5年間で共用DBは一層の改良が進むとともに、利用者での活用事例も増えてまいりました。

共用DBは、確認検査等の事務の効率化に大いに寄与するものであり、また、建築行政の課題となっています既存ストックの質の向上を図るうえで有用な情報を整理することができるものであります。今般のマネジメント計画の見直しに際し、別添の「共用DBの活用について」を参考にいただき、共用DBの一層の活用について、ぜひご検討をお願いいたします。

敬具

別添 共用DBの活用について

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、荘野、久保）

（別添） 共用DBの活用について

1 設計者・工事監理者の適格性の確認について

平成 25 年から建築確認、中間検査及び完了検査を行う際に設計者・工事監理者の建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認することになりましたが、「建築基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（技術的助言）」（平成 25 年 5 月 30 日付け国住指第 526 号）において、確認方法のひとつとして共用 DB の建築士データベース（以下「建築士 DB」という。）の登録情報により確かめることが掲げられています。

また、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 20 日付け国住指第 4428 号）の別添「改訂版建築行政マネジメント計画策定指針」（以下「策定指針」という。）の Ⅱ の「1．建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保」の「（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底」及び「（3）工事監理業務の適正化とその徹底」においては、施策として、データベース等を活用した設計者・工事監理者の適格性の確認が掲げられています。

建築士 DB による確認は、審査側にとって業務の適確化・効率化に大きな効果があるとともに、申請側の建築士にとっても手続きの負担が大きく軽減されるものであり、大部分の特定行政庁・指定確認検査機関において建築士 DB を活用いただいているところです。

まだ建築士 DB を導入されていない特定行政庁におかれましては、以上の状況を踏まえ、マネジメント計画の見直しに合わせたご導入について、ぜひご検討をお願いいたします。

また、同じく未導入の指定確認検査機関に対しても、機関指定を所管する都道府県等から情報提供等をお願いいたします。

なお、本年 6 月に施行される改正建築基準法においては構造計算適合性判定が建築確認と独立した手続きになり、指定構造計算適合性判定機関等においても設計者の適格性を確認することになりました。この手続きにおける建築士 DB の活用についても、指定構造計算適合性判定機関等への情報提供等をお願いいたします。

2 指定確認検査機関等からのデータ送信による確認検査に関する通知報告について

策定指針の Ⅱ の「7．執行業務体制の整備」の「（3）データベースの整備・活用」においては、施策として、建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化や指定確認検査機関とのネットワークの構築が掲げられています。

ほとんどの特定行政庁において、建築基準法第 12 条第 7 項に基づく台帳をデ

デジタル・データの形で整備しています。そして、そのツールとしては、過半の特定行政庁が共用 DB の台帳・帳簿登録閲覧システム（以下「台帳システム」という。）を利用されています。

確認検査に係る台帳の整備を図る場合、確認検査のほとんどが指定確認検査機関で実施されていることを踏まえると、指定機関でデジタル・データ化された内容をデータの形で取り込むことができれば、台帳整備の手間が格段に軽減されます。共用 DB においては、DB を利用している特定行政庁・指定機関と安全性の高いネットワークを結んでいるとともに、指定機関から特定行政庁にデータを送信する際に定めておくべきデータ形式について全国共通のプロトコルを定めることにより多数の指定機関から多数の特定行政庁に円滑にデータ送信できる環境を整備しています。共用 DB の台帳システムは、このプロトコルで指定機関からのデータを受信し、DB に格納できるシステムです。

指定機関側のデータ送信環境が整備されつつあるとともに、指定機関から特定行政庁へのデータ送受信が実施される事例が増加しています。

台帳システムを導入されていない特定行政庁におかれましては、以上の状況を踏まえ、マネジメント計画の見直しに合わせたご導入について、ぜひご検討をお願いいたします。

また、台帳システムを導入されている特定行政庁におかれましては、所管地域において業務を実施する指定機関に対し、データ送信の環境整備について、情報提供等をお願いいたします。

3 台帳システムの多様な活用について

策定指針の ．の「7．執行業務体制の整備」の「(3) データベースの整備・活用」においては、施策として、データベース分析による課題抽出と施策検討が掲げられるとともに、「4．建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保」において定期報告対象建築物等のデータベース化が掲げられています。

共用 DB の台帳システムは、格納された確認検査データや定期報告データから様々な課題に対応した対象建築物の抽出等の分析を行うことができます。建築行政においては、今後ますます、建築ストックの安全性確保に係る施策の重要性が増すと考えられます。その際の重要なツールとして、台帳システムを一層ご活用いただきますよう、ぜひご検討をお願いいたします。

以 上

26ICBA第24号

平成27年3月25日

指定確認検査機関 代表者様

一般財団法人建築行政情報センター
理事長 島崎 勉

建築行政マネジメント計画における建築行政共用
データベースシステム活用のご検討について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から当財団の業務について多大のご支援・ご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県に対し「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）」（平成27年2月20日付け国住指第4428号）が発せられ、都道府県及び特定行政庁において建築行政マネジメント計画（以下「マネジメント計画」という。）の見直しが進められています。また、指定確認検査機関に対しても、各機関の指定権者から推進計画書の策定及び提出が依頼されていることと思料いたします。

当財団においては、都道府県及び特定行政庁に対し、添付のとおり、マネジメント計画の見直しに際し、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の一層の活用を検討いただくよう依頼したところです。また、大臣・地方整備局長指定の指定確認検査機関に対し本文書を発出することについて、国土交通省住宅局建築指導課にご報告しているところです。

貴機関におかれましては、推進計画書の策定を機会に、下記についてぜひご留意をお願いいたします。

敬具

記

- 1 設計者・工事監理者の適格性の確認にあたって共用DBの建築士データベースを活用されていない指定機関におかれましては、速やかに同データベースの導入をご検討ください。
- 2 建築基準法第12条第7項に基づく特定行政庁の台帳の整備について一層の適確化及び効率化を図るため、同法第6条の2第10項等に基づく確認検査結果の通知報告について共用DBによるデータ送信が可能なシステムの整備等の環境整

備をご検討ください。

添付 26ICBA 第 2 3 号「建築行政マネジメント計画における建築行政共用データベースシステム活用のご検討について（ご依頼）」（都道府県・特定行政庁 建築行政担当部局長宛）

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター 企画課

TEL03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、荘野、久保）